

平成18年4月、男女共同参画社会の実現を目指して、「高槻市男女共同参画推進条例」を施行しました。

まず、「男女共同参画社会」って？

正確には、条例の第2条に書いているとおりですが、簡単に言えば「男性だから…しなければならない。女性だから…してはならない。」といった男女の性別によって、個人の生き方を拘束したり、場合によっては否定するようなことのない社会であり、性別による不合理な区別があつてはいけないという市民の共通認識が定着している社会であると言えるでしょう。

では男女共同参画推進条例には何が書いてあるのでしょうか

条例は前文と21の条文で構成されていて、おおむね次のようなことが書いてあります。

なぜ、条例を制定したのですか？

男女共同参画社会を実現するためには、市だけではなく、市民、事業者のみなさん がそれぞれの活動の中で理解し、日常的に継続して取組んでいただく必要があります。そこで、そのためのみんなの共通の認識として、基本理念、市・市民等の責務などを明らかにするためにこの条例を制定しました。



基本理念（第3条）

男女共同参画社会の形成を進めていくための基本となる考え方です。

- ◇ 男女は、互いに人権を尊重し、性別によるあらゆる差別や権利の侵害を行わないようにしましょう。
- ◇ 男女共同参画の推進を妨げるような性別による固定的な役割分担の制度や慣行を見直しましょう。
- ◇ 男女が社会の対等な構成員として、職場や地域社会での活動方針の立案や決定過程に共同して参画できるようにしましょう。
- ◇ 家庭を構成する男女が、家族の一員として家庭生活と仕事や地域社会での活動などを両立できるように制度や環境を整備しましょう。
- ◇ 男女共同参画社会の形成に関する取組は、国際的な考え方や情勢に深く関連しているので、その動向に留意するようにしましょう。